東京都の個人情報保護

令和2年度

東京都個人情報保護制度運用状況年次報告書

東京都生活文化局

目 次

1	保	く有個人情報を	取り	り扱	くう	事	務		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(1)	保有個人情報	取扣	及事	務	の)	届	出				•		•	•				•	•					•	•	•		1
(2)	保有個人情報	取扣	及事	務	の	開	始屌	₫0) P	勺茗	\$			•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	保	は有個人情報の	開表	テ・	訂	Œ	- 5	利月	月仔	手工	上計	青ぇ	求	の	処	理	状	況											5
(1)	開示・訂正・	利月	月停	非	請	求(のタ	<u>见</u> 耳	里北	犬沙	元			•	•			•	•				•	•	•	•		5
(2)	開示決定等の	内容	容		•	•	•			•	•		•	•	•			•	•				•	•	•	•		7
(3)	非開示の理由	別丬	犬沢	ļ					•	•	•	•	•		•								•	•				7
3	特	定個人情報を	取□	り扱	なう	事	務			•		•	•																8
(1)	特定個人情報	取扎	及事	務	の)	届	出				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(2)	特定個人情報	取扣	及事	務	の	開	始昂	≣0) P	勺茗	\$					•	•	•	•			•						9
4	保	^段 有特定個人情	報の	の開	示	• †	訂	Œ	• 禾	引声	用作	亭」	止	請	求	の	処	理	状	況								•	13
5	東	京都個人情報	保証	蒦審	査	会(の)	運営	営壮	犬沙	兄																		15
6	東	京都情報公開	-	固人	、情	報	保	蒦褔	客請	義会	会 <i>0</i>	Dï	軍	営	状	況													27
7	偱	引人情報保護に	.関3	する	相	談	の <u>:</u>	受信	寸丬	犬沙	兄																		28
(1)	相談区分	•		•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
(2)	寄せられた相	談(の対	象	事	業:	分里	F			•	•	•	•	•			•	•				•	•	•	•		28
(3)	処理経過				•	•					•		•	•	•			•	•				•	•	•	•		28
(4)	相談事項										•																	29

1 保有個人情報を取り扱う事務

(1) 保有個人情報取扱事務の届出

東京都個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第5条により、実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始、変更あるいは廃止しようとするときは、知事に届け出ることになっています。届出事項は、事務の名称、目的、保有個人情報の記録項目、主な収集先、経常的な目的外利用・提供先、委託の有無などです。

表1 保有個人情報取扱事務の届出件数

(単位:件)

年度	開始	変更	廃止	届出事務の総数
令和2年度	233	92	80	4, 436

(令和3年3月31日現在)

表2 実施機関及び局別保有個人情報取扱事務の届出件数

表					(単位:件)
	実施機関	開始	変更	廃止	届出事務の総数
	政策企画局	3	2	0	74
	都民安全推進本部	4	2	0	76
	戦略政策情報推進本部	5	0	56	0
	総務局	10	2	0	178
	財務局	1	2	0	77
	主税局	0	0	0	100
	生活文化局	8	3	1	236
東	オリンピック・パラリンピック準備局	1	1	0	71
京	都市整備局	3	0	0	242
都	住宅政策本部	7	4	0	162
知事	環境局	12	1	0	312
尹	福祉保健局	5	9	9	861
	病院経営本部	3	0	0	49
	産業労働局	15	11	1	462
	中央卸売市場	2	0	0	55
	建設局	0	0	0	145
	港湾局	1	0	4	107
	会計管理局	0	0	0	35
	小計	80	37	71	3, 242
教	育委員会	12	2	2	163
選	举管理委員会	0	0	0	25
人	事委員会	0	4	0	25
監	查委員	1	0	0	16
公	安委員会	0	0	0	4
労信	動委員会	0	0	0	28
収力	用委員会	0	0	0	15
海[区漁業調整委員会	0	0	0	8
内	水面漁場管理委員会	0	0	0	1
固定	它資産評価審査委員会	0	0	0	4
交ì	通局長	1	0	1	67
水ì	道局長	2	7	1	139
下	水道局長	0	13	0	119
警	見総監	1	4	1	184
消	方総監	1	8	4	129
東ノ	京都公立大学法人理事長	134	14	0	147
東ノ	京都立産業技術研究センター理事長	1	3	0	71
東ノ	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	49
	合計	233	92	80	4, 436

(2) 保有個人情報取扱事務の開始届の内容

ア 記録項目及び処理形態の状況

表3 開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の記録項目、処理形態の状況 (単位:件)

120	の開始曲に保る天地版例及の内別の保持		N - 7 H - 0	-7. 7.	記録		3 0 10 44		ДЛ	理形態	
	届出 事 項 実施機関	開始事務件数	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他	電磁的記録以外	電磁的記録	オンライン結合
	政策企画局	3	3	1	1	2	0	2	2	3	0
	都民安全推進本部	4	4	0	0	3	0	2	4	4	0
	戦略政策情報推進本部	5	5	0	1	4	0	3	0	5	0
	総務局	10	10	4	3	6	0	9	7	5	1
	財務局	1	1	0	0	1	0	1	1	1	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	8	8	1	3	7	0	4	2	8	0
東	オリンピック・パラリンピック準備局	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1
京	都市整備局	3	3	0	0	2	0	2	2	3	0
都	住宅政策本部	7	7	2	3	6	0	7	7	6	0
知事	環境局	12	12	0	2	8	0	11	11	11	0
争	福祉保健局	5	5	4	3	4	0	3	2	4	0
	病院経営本部	3	3	1	1	1	0	3	3	3	2
	産業労働局	15	15	2	2	15	1	13	11	13	0
	中央卸売市場	2	2	1	0	1	0	1	2	1	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	1	1	0	0	1	0	0	1	1	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	80	80	16	19	61	1	62	55	69	4
教	育委員会	12	11	2	2	4	1	11	9	7	3
	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監	查委員	1	1	0	0	1	0	1	0	1	1
公	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労信	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内	水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定	定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通局長	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	首局長	2	2	0	0	1	0	2	1	2	0
	水道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見総監	1	1	1	1	1	0	0	1	0	0
	坊総監	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0
	京都公立大学法人理事長	134	134	48	32	98	1	98	107	66	31
	京都立産業技術研究センター理事長	1	1	0	0	1	0	1	1	1	0
東ノ	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	233	231	67	54	167	3	177	174	148	39

※ 記録項目の具体的内容

基本的事項 ··· 識別番号、氏名、本籍、国籍、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス心身の状況 ··· 健康状態、病歴、身体の特徴

家族状況等 ・・・・ 家族状況、親族関係、婚姻 社会生活 ・・・・ 職業、職歴、学業、学歴、資格、賞罰、成績、評価、財産、収入、納税状況、公的扶助、趣味 収集制限事項 ・・・ 思想、信教、信条、社会的差別の原因となる個人情報

イ 収集先及び目的外利用・提供の状況

表4 開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の主な収集先

			本	Ц	又集事	由(多	 例第	54条第	第3項)		Ų	又集先		
	届出 事 項 実施機関	本人	人以外	第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	実施機	他の実施	他の官	民間・	その
	关地级 岗		21	号	号	号	号	号	号	号	関 内	機関	公庁	私 人	他
	政策企画局	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	都民安全推進本部	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	戦略政策情報推進本部	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	財務局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	7	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0
東	オリンピック・パラリンピック準備局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	3	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0
都	住宅政策本部	7	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
知	環境局	12	5	4	1	0	0	0	1	1	1	0	1	5	0
事	福祉保健局	4	3	2	0	0	0	0	2	0	3	1	3	3	0
	病院経営本部	3	3	3	1	0	1	2	1	1	1	1	1	3	0
	産業労働局	13	7	5	0	0	0	1	1	0	0	0	1	7	0
	中央卸売市場	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	75	31	27	2	0	1	3	7	2	6	4	8	29	0
教育		12	5	2	0	0	0	0	3	1	2	2	2	4	0
選	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人長	李	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	至委員	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
公多		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収月	月委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内ス	《面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定	E資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交证	通局長	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
水道		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下九	く道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見総監	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	方総監 	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都公立大学法人理事長	130	48	2	1	0	0	0	46	2	41	1	1	6	2
	京都立産業技術研究センター理事長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	222	86	31	3	0	1	3	58	5	49	8	11	39	3

[※] 条例第4条第3項に定める本人から収集する原則の例外

- 第1号 本人の同意があるとき。
- 第2号 法令等に定めがあるとき。
- 第3号 出版、報道等により公にされているとき。
- 第4号 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 第5号 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
- 第6号 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上、 本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- 第7号 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(都が設立した地方独立行政法人を除く。第10条第2項第6号において同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第10条第1項各号のいずれかに該当する利用若しくは同条第2項各号のいずれかに該当する提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の経常的な目的外利用・提供の状況 (単位:件) 表5

				(条	:例第1	事 0条第	由 1項及	び第23	頁)		利用	• 提	供先	
	届出 事 項 実施機関	なし	あり	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号	実施機関内	他の実施機関	他の官公庁	民間・私人	その他
	政策企画局	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦略政策情報推進本部	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東	オリンピック・パラリンピック準備局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京	都市整備局	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知	環境局	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事	福祉保健局	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	14	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	中央卸売市場	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	79	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
教育	育委員会	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	至委員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公里	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労係	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収月	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
_	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内2	k面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固氮	官資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交ì	通局長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水i	首局長	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	k道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見総監	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	方総監	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都公立大学法人理事長	133	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	京都立産業技術研究センター理事長	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	合計	231	2	2	0	0	0	0	0			0	0	1
※ 1	条例第10条第1項に定める目的外利用の制限の例	外												

[※]1 条例第10条第1項に定める目的外利用の制限の例外

第1号 本人の同意があるとき。

第1号 本人の同思かめるとさ。 第2号 法令等に定めがあるとき。 第3号 出版、報道等により公にされているとき。 第4号 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 第5号 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 第6号 同一実施機関内で利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

^{※2} 条例第10条第2項に定める目的外提供の制限の例外

第1号から第4号まで (条例第10条第1項と同じ) 第5号 専ら学術研究又は統計の作成のために提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 第6号 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等(以下この号において「国等の機関」という。)に 提供する場合で、国等の機関が事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

2 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の処理状況

(1) 開示・訂正・利用停止請求の処理状況

令和2年度の決定件数は2,888件で、前年度に比べ461件(13.8%)減少しました。件数の推移は表6のとおりです。

また、開示請求に対する実施機関及び局別の処理状況は表7のとおりです。 警視庁、病院経営本部及び福祉保健局の上位3局で、全体の約8割を占めています。

表6 開示・訂正・利用停止決定等の件数の推移

1 (1)	1,1, H1 TT	- 利用停止次足等の什数の推移									(単位・円)						
平成	総件数	開示	一部開示	非	開示決定	等	合計	訂正	一部訂正	非訂正等	合計	利用停止	利用一部	利用非停	合計		
令和		決定	決定	非開示	不存在等	小計		決定	決定	決定		決定	停止 決定	止 決定			
13年度	353	300	33	2	16	18	351	0	0	2	2	ı	1	-	1		
14年度	509	432	43	6	26	32	507	0	0	2	2	ı	ı	-	ı		
15年度	612	537	41	10	23	33	611	0	0	1	1	_	ı	_	ı		
16年度	647	523	70	3	50	53	646	0	0	1	1	_	ı	-	Ī		
17年度	850	682	97	23	48	71	850	0	0	0	0	0	0	0	0		
18年度	998	695	228	11	59	70	993	1	0	0	1	0	0	4	4		
19年度	1,000	641	246	7	102	109	996	0	0	2	2	0	0	2	2		
20年度	1,086	566	382	7	124	131	1, 079	0	0	6	6	0	0	1	1		
21年度	1, 085	535	409	8	130	138	1, 082	0	0	1	1	0	0	2	2		
22年度	1, 318	654	501	8	147	155	1, 310	6	0	0	6	0	0	2	2		
23年度	1, 732	692	685	13	323	336	1, 713	7	0	12	19	0	0	0	0		
24年度	2,011	704	950	21	319	340	1, 994	1	0	15	16	0	0	1	1		
25年度	1, 965	733	1, 019	7	201	208	1, 960	2	0	3	5	0	0	0	0		
26年度	1, 898	741	921	53	177	230	1, 892	5	0	1	6	0	0	0	0		
27年度	2, 094	844	1, 051	5	193	198	2, 093	1	0	0	1	0	0	0	0		
28年度	2, 464	916	1, 348	9	190	199	2, 463	0	0	1	1	0	0	0	0		
29年度	2, 703	884	1, 538	32	247	279	2, 701	0	0	2	2	0	0	0	0		
30年度	2, 901	849	1, 771	20	255	275	2, 895	1	1	4	6	0	0	0	0		
元年度	3, 349	904	2, 028	70	344	414	3, 346	0	0	2	2	0	0	1	1		
2年度	2, 888	784	1, 799	45	248	285	2, 868	2	0	9	11	0	0	1	1		

^{※ 「}不存在等」は、不存在、存否応答拒否及び却下の合計である。

_		別の処理							
		BB →	一部	非	開示決定	等		全体に占	41.44.F
	医分 実施機関	開示 決定	開示決定	非開示	不存在 等	小計	合計	ン める割合 (%)	対前年 度増減
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0.00	(
	都民安全推進本部	0	0	0	0	0	0	0.00	(
	戦略政策情報推進本部	0	0	0	0	0	0	0.00	Δ 1
	総務局	9	4	0	1	1	14	0. 49	△ 14
	財務局	5	0	0	0	0	5	0. 17	Δ 6
	主税局	75	3	0	4	4	82	2.86	△ 29
	生活文化局	3	6	0	11	11	20	0.70	Δ 6
	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0.00	(
東	都市整備局	3	4	0	4	4	11	0.38	[
京都	住宅政策本部	2	1	0	0	0	3	0.10	Δ 3
知	環境局	1	1	1	0	1	3	0.10	△ 12
事	福祉保健局	123	170	32	26	58	351	12. 24	△ 32
	病院経営本部	410	33	0	1	1	444	15. 48	14
	産業労働局	6	1	0	1	1	8	0. 28	\triangle 1
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0.00	(
	建設局	4	0	0	1	1	5	0. 17	3
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0.00	(
	会計管理局	0	0	0	0	Λ	0	0.00	^ -
	云 日 任 内	U	U	0	0	0	U	0.00	\triangle 5
	小計	641	223	33	49	82	946	32. 97	△ 87
教育		-					_		△ 87
	小計	641	223	33	49	82	946	32. 97	△ 87
選	小計 育委員会	641 46	223 19	33	49 12	82 12	946 77	32. 97 2. 68 0. 00	△ 87 △ 212
選	小計 育委員会 举管理委員会	641 46 0	223 19 0	33 0	49 12 0	82 12 0	946 77 0	32. 97 2. 68 0. 00	△ 87 △ 212 (
選 人 玉 監 ご	小計 育委員会 举管理委員会 事委員会	641 46 0	223 19 0	33 0 0	49 12 0 0	82 12 0 1	946 77 0 20	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00	△ 87 △ 212 (
選 ³ 人 聖 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公	小計 育委員会 举管理委員会 事委員会 查委員	641 46 0 19	223 19 0 0	33 0 0 1	49 12 0 0	82 12 0 1 0	946 77 0 20	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00	△ 87 △ 212 ((
選 人 監 公 労 信	小計 育委員会 *管理委員会 事委員会 查委員 安委員会	641 46 0 19 0	223 19 0 0 0 0	33 0 0 1 0	49 12 0 0 0 0	82 12 0 1 0 0	946 77 0 20 0	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00	△ 87 △ 212 (((((
選 人 監 公 労 収 月	小計 育委員会 举管理委員会 事委員会 查委員 安委員会 動委員会	641 46 0 19 0 0	223 19 0 0 0 0 0	33 0 0 1 0 0	49 12 0 0 0 0	82 12 0 1 0 0 0	946 77 0 20 0 0	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00	△ 87 △ 212 ((△ (((
選人監公労収海	小計 育委員会 举管理委員会 事委員会 查委員 安委員会 勘委員会 用委員会	641 46 0 19 0 0	223 19 0 0 0 0 0 0 0	33 0 0 1 0 0 0	49 12 0 0 0 0 0 0	82 0 1 0 0 0 0	946 77 0 20 0 0	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00	△ 87 △ 212 (
選人監公労収海内	小計 育委員会 革委員会 事委員会 查委員 安委員会 勘委員会 用委員会 区漁業調整委員会	641 46 0 19 0 0 0	223 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0	33 0 0 1 0 0 0 0	49 12 0 0 0 0 0 0	82 0 12 0 1 0 0 0 0	946 77 0 20 0 0 0 0	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00	△ 87 △ 212
選人監公労収海内固	小計 育委員会 革委員会 查委員 安委員会 勘委員会 TX TX </td <td>641 46 0 19 0 0 0</td> <td>223 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td> <td>33 0 0 1 0 0 0 0</td> <td>49 12 0 0 0 0 0 0 0</td> <td>82 12 0 1 0 0 0 0 0</td> <td>946 77 0 20 0 0 0</td> <td>32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00</td> <td>△ 87 △ 212 ((△ (((</td>	641 46 0 19 0 0 0	223 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	33 0 0 1 0 0 0 0	49 12 0 0 0 0 0 0 0	82 12 0 1 0 0 0 0 0	946 77 0 20 0 0 0	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00	△ 87 △ 212 ((△ (((
選人監公労収海内固交	小計 育委員会 革委員会 查委員会 查委員会 查委員会 勘委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審査委員会	641 46 0 19 0 0 0 0	223 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	33 0 0 1 0 0 0 0 0	49 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	82 0 12 0 0 0 0 0 0 0	946 77 0 20 0 0 0 0 0 0 0	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00	△ 87 △ 212
選人監公労収海内固交水	小計 育委員会 革委員会 查委員 安委員会 勘委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 正資産評価審查委員会 通局長	641 46 0 19 0 0 0 0 0 0	223 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	33 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0	49 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1	82 0 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 3	946 77 0 20 0 0 0 0 7	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 024	△ 87 △ 212
選人監公労収海内固交水下	小計 育委員会 華世委員会 華委員会 董委員会 安委員会 動委員会 区漁業調整委員会 区漁業調整委員会 区漁業調整委員会 定資産評価審查委員会 通局長 首局長	641 46 0 19 0 0 0 0 0 0 4	223 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	33 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 2	49 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 0 0	82 12 0 1 0 0 0 0 0 0 0 3 0	946 77 0 20 0 0 0 0 7 0 7	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00	△ 87
選人監公労収海内固交水下警	小計 育委員会 革委員会 查委員会 查委員会 數委員会 朋委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会 通局長 首局長 水道局長	641 46 0 19 0 0 0 0 0 4 0 0	223 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2	33 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 2 0	49 12 0 0 0 0 0 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0	82 12 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	946 77 0 20 0 0 0 0 0 7 0 20	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 24 0. 00 0. 07 58. 96	△ 87
選人監公労収海内固交水下警消	小計 育委員会 革委員会 查委員会 安委員会 勘委員会 工漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 产資產評価審查委員会 通局長 直局長 規総監	641 46 0 19 0 0 0 0 0 4 0 37	223 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1,483	33 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 2 0 0	49 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 0 171	82 0 1 0 0 0 0 0 0 0 3 0 0 171	946 77 0 20 0 0 0 0 0 7 0 2 1, 691	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 24 0. 00 0. 07 58. 96	△ 87 △ 212
選人監公労収海内固交水下警消東	 小計 育委員会 幸委員会 查委員会 安委員会 安委員会 財委員会 区漁業調整委員会 区漁業調整委員会 区漁業調整委員会 区資産評価審查委員会 超局長 道局長 人総監 方総監 	641 46 0 19 0 0 0 0 0 0 4 0 37	223 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1,483 72	33 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0	49 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 0 171 7	82 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 3 0 0 171 16	946 77 0 20 0 0 0 0 0 7 0 2 1,691 125	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 24 0. 00 0. 07 58. 96 4. 36	△ 87 △ 212
選人監公労収海内固交水下警消東東	 小計 育委員会 幸委員会 查委員会 安委員会 助委員会 財委員会 政務員会 政治業調整委員会 大面漁場管理委員会 定資産評価審査委員会 通局長 道局長 成治局長 規総監 方総監 京都公立大学法人理事長 	641 46 0 19 0 0 0 0 0 0 4 0 37 37	223 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1,483 72 0	33 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	49 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 0 171 7 0	82 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 171 16 0	946 77 0 20 0 0 0 0 0 7 0 2 1,691 125	32. 97 2. 68 0. 00 0. 70 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 24 0. 00 0. 07 58. 96 4. 36 0. 00	△ 87 △ 212

(2) 開示決定等の内容

表8 内容別の決定状況(上位10件)

[]内は令和元年度

順位	Ĺ	請求内容	決定件数(件)	決定件 占める	数全体に 割合(%)	所管局
1 [1	1]	生活安全相談関係	882 [996]	30.8	[29.8]	警視庁
2 [2	2]	診療情報関係	452 [436]	15.8	[13. 0]	病院経営本部、 福祉保健局
3 [3	3]	110番処理関係	380 [425]	13. 2	[12.7]	警視庁
4 [4	1]	児童相談関係	204 [268]	7. 1	[8.0]	福祉保健局
5 [5	5]	都税情報関係	82 [111]	2.9	[3.3]	主税局
6 [7	7]	救急活動関係	71 [66]	2. 5	[2.0]	東京消防庁
7 [1	[0]	身体障害者手帳関係	61 [43]	2. 1	[1.3]	福祉保健局
8 [6	5]	事件相談受理関係	58 [98]	2.0	[1.9]	警視庁
9 [-	-]	苦情処理関係	43 [30]	1. 5	[0.9]	警視庁
10 [9	9]	職員情報関係	42 [53]	1.5	[1.6]	人事委員会事務局、 教育庁 ほか
		合計	2, 275 —	79. 4		-
		総件数	2, 868 [3, 346]	100.0	[100.0]	_

(3) 非開示の理由別状況

条例第16条各号に該当し、非開示(45件)及び一部開示(1,799件)となった決定の理由別 内訳は、表9のとおりです。

最も多かった非開示理由は、開示請求者以外の個人に関する情報で1,695件でした。

表9 非開示の理由別内訳

非開示理由	主な事例	件数(件)
法令秘情報(16条1号)	法令に基づく通告者の氏名	2
開示請求者以外の個人に関する情報(16条2号)	私人の氏名	1, 695
事業活動情報(16条3号)	法人等の事業活動情報	8
犯罪の予防・捜査等情報(16条4号)	印影	1, 512
審議、検討又は協議に関する情報(16条5号)	会議録、所内協議	6
行政運営情報(16条6号)	事務・事業の遂行に支障を及ぼす情報	1, 617
任意提供情報(16条7号)	第三者から取得した情報	1
法定代理人との利益相反情報(16条8号)	法定代理人が知り得ない本人の情報	35
他人の特定個人情報(16条9号)	_	0
開示請求者と同一の世帯に属する者の特定個人情報(16条10号)	_	0
個人番号のうち、死亡した者に係るもの(16条11号)	_	0

[※] 複数の非開示理由を適用する場合があるため、件数の合計は、非開示決定及び一部開示決定の合計件数と一致 しない。

3 特定個人情報を取り扱う事務

(1) 特定個人情報取扱事務の届出

東京都特定個人情報の保護に関する条例第16条により、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務を開始、変更あるいは廃止しようとするときは、知事に届け出ることになっています。届出事項は、事務の名称及び根拠、目的、特定個人情報の記録項目、収集先、経常的な提供先、委託の有無などです。

表10 特定個人情報取扱事務の届出件数

(単位:件)

年度	開始	変更	廃止	届出事務の総数
令和2年度	1	4	3	168

(令和3年3月31日現在)

表11 実施機関及び局別特定個人情報取扱事務の届出件数

(単位・件)

表]			<u>χ</u>		(単位:件)
	実施機関	開始	変更	廃止	届出事務の総数
	政策企画局	0	0	0	4
	都民安全推進本部	0	0	0	3
	戦略政策情報推進本部	0	0	3	0
	総務局	0	0	0	18
	財務局	0	3	0	3
	主税局	0	0	0	18
	生活文化局	0	0	0	3
東	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	4
京	都市整備局	0	0	0	3
都	住宅政策本部	0	0	0	3
知事	環境局	0	0	0	3
尹	福祉保健局	0	1	0	34
	病院経営本部	0	0	0	3
	産業労働局	0	0	0	3
	中央卸売市場	0	0	0	3
	建設局	0	0	0	3
	港湾局	0	0	0	3
	会計管理局	0	0	0	6
	小計	0	4	3	117
教	育委員会	0	0	0	15
選	举管理委員会	0	0	0	3
人里	事委員会	0	0	0	3
監	查委員	0	0	0	3
公司	安委員会	0	0	0	1
労信	動委員会	0	0	0	2
	用委員会	0	0	0	3
海[区漁業調整委員会	0	0	0	0
内	水面漁場管理委員会	0	0	0	0
固定	定資産評価審査委員会	0	0	0	0
交ì	通局長	0	0	0	3
水ì	道局長	0	0	0	3
下	水道局長	0	0	0	3
	見総監	0	0	0	4
消	方総監	0	0	0	3
東ノ	京都公立大学法人理事長	1	0	0	1
東ノ	京都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	1
東河	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	3
	合計	1	4	3	168

(2) 特定個人情報取扱事務の開始届の内容

ア 記録項目及び処理形態の状況

表12 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の記録項目、処理形態の状況 (単位:件)

	2 開始由に徐る美施機関及び局別の	17 AC 1121	/\IBT	K O D LL	記録		C- <u>-</u> 1/2	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	処理		単似:	イン結合
	届出事項	開始事務	基本的	心身の	家族状	社会	収集制品	その	電磁的記	電磁的	情報提供	その
	実施機関	件数	事項	状況	況等	生活	限事項	他	録以外	記録	ステム	他
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦略政策情報推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事	福祉保健局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育	育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事	李 員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	至委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内力	K面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定	产資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	通局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	k道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見総監	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	肖防総監		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都公立大学法人理事長	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	京都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	

[※] 記録項目の具体的内容

基本的事項 … 個人番号、識別符号・番号、氏名、国籍、生年月日、年齢、住所、本籍、性別、電話番号、電子 メールアドレス

ペラの状況 ・・・・ 健康状態、病歴、身体の特徴 ・・・・ 家族状況等 ・・・・ 家族状況、親族関係、婚姻 ・・・・ 歌業、職歴、学業、学歴、資格、賞罰、成績、評価、財産、収入、納税状況、公的扶助、趣味収集制限事項 ・・・ 思想、信教、信条、社会的差別の原因となる情報

イ 収集先及び提供の状況

表13 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の収集先

表13 開始油に飛る美施機関及び向別の特定個人情報の収集元 「単位 収集先 収集の根拠(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律													律第20	条)									
	届出事項	本人	実施	他の	他の	民間	そ	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
	実施機関	又は代理	機関内	実施機関	官公庁	私人	の他	1号	2 号	3 号	4 号	5号	6 号	7 号	88号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦略政策情報推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉保健局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	举管理委員会 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	0		0	0
	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	_	0	0
	水面漁場管理委員会 - 大変文芸(広宮大香日 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			0
	定資産評価審査委員会 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通局長 * ロ E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道局長 水満早早	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道局長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	警視総監 肖防総監		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	夏京都公立大学法人理事長		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都立産業技術研究センター理事長京都健康長寿医療センター理事長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
果方	で、一部では、一部である。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Н РІ	1	U	U	U	U	U	U	U	1	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U

[※] 収集の根拠については、12ページに記載

					损	是供	先		提供	の根拠	L(行政	女手続い	こおける	る特定	の個人	、を識別	リする:	ための	番号の	利用等	手に関っ	する法	律第19	条)
	届出事項	な」	あり	本人又	他の実	他の	民間	そ	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
	実施機関	١	מ	八は代理人	実施機関	官公庁	私人	の他	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	都民安全推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦略政策情報推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉保健局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監	查委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内	水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固須	定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交ì	通局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水ì	道局長 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	見総監	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	坊総監 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東ノ	京都公立大学法人理事長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	「都立産業技術研究センター理事長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
東京	で都健康長寿医療センター理事長	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(

※ 表13 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の収集先

表14 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の経常的な提供の状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条は、下記各号に該当する 場合を除いて特定個人情報を提供してはならないと定めています。

- 第1号 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理 人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- 第2号 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 第3号 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報 を提供するとき。
- 第4号 機構が第14条第2項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 第5号 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特 定個人情報を提供するとき。
- 第6号 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 第7号 別表第2の第1欄に掲げる者(以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表 の第3欄に掲げる者(以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理する ために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情 報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 第8号 条例事務関係情報照会者が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるものの提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 第9号 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 第10号 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を 処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 第11号 社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項に規定する振替機関等が同条第1項に規定する社債等の 発行者又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接 続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、 同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第9 条第3項に規定する書面に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した 個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために 必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 第12号 第35条第1項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会に提供するとき。
- 第13号 第38条の7第1項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。
- 第14号 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法第104条第1項若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- 第15号 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 第16号 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第20条は、同法第19条各号に該当する場合を除いて特定個人情報を収集又は保管してはならないと定めています。

4 保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の処理状況

令和2年度の決定件数は3件でした。件数の推移は表15のとおりです。 また、開示請求に対する実施機関及び局別の処理状況は表16のとおりです。

表15 開示・訂正・利用停止決定等の件数の推移

	総件数	開示	一部開示	非	開示決定	等	合計	訂正	一部訂正	非訂正等	合計	利用停止	利用一部	利用非停	合計
平成 ・ 令和		決定	決定	非開示	不存在等	小計		決定	決定	決定		決定	停止決定	止 決定	
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2年度	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

^{※ 「}不存在等」は、不存在、存否応答拒否及び却下の合計である。

双			一部	非	開示決定	学		全体に占	立: 件)
	医分 実施機関	開示 決定	開示決定	非開示	不存在 等	小計	合計	主体に日 める割合 (%)	対前年度増減
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦略政策情報推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	3	0	0	0	0	3	100	3
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	0	0	0	0	0	0	0	0
	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0
-	福祉保健局	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3	0	0	0	0	0	100	0
教育	育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監る		0	0	0	0	0	0	0	0
公多	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
労働	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収月	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内ス	k面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固氮	它資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
交证	通局長	0	0	0	0	0	0	0	0
水道	道局長	0	0	0	0	0	0	0	0
下八	k道局長	0	0	0	0	0	0	0	0
警	見総監	0	0	0	0	0	0	0	0
消队	方総監	0	0	0	0	0	0	0	0
東月	京都公立大学法人理事長	0	0	0	0	0	0	0	0
東月	東京都立産業技術研究センター理事長		0	0	0	0	0	0	0
東月	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3	0	0	0	0	0	100	0

5 東京都個人情報保護審査会の運営状況

平成28年4月に施行された行政不服審査法では、審査請求があった場合に、審査庁の職員である 審理員が審理を行うこととされています。

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する決定に関する審査請求については、条例第24条に基づき審理員による審理手続に関する規定の適用が除外されており、同第25条により設置され、有識者により構成される東京都個人情報保護審査会が審査庁の諮問に応じて審議を行っています。

なお、令和元年度及び令和2年度の利用停止請求に対する決定に関する審査請求は0件でした。

表17 審議等の状況 (開示請求)

(単位:件)

						諮問	審査会	
年度	新規諮問	答申	妥当	一部 認容	認容	取下げ	開催回数〔総会回数〕	審議中
令和 元年度	58	27 (78)	24	3	0	7	31回 (1回)	68
令和 2 年度	131	34 (42)	30	4	0	5	25回 〔1回〕	152

表18 審議等の状況(訂正請求)

						諮問	審査会	
年度	新規諮問	答申	妥当	一部 認容	認容	取下げ	開催回数 [総会回数]	審議中
令和 元年度	2	1 (1)	1	0	0	0	31回 〔1回〕	3
令和 2 年度	6	3 [3]	3	0	0	0	25回 〔1回〕	6

^{※1 「}新規諮問」「答申」「諮問取下げ」は、各年度におけるそれぞれの件数であり、「審議中」は、各年度末時点において諮問されている案件の総数である。

^{※2 「}答申」は、複数の諮問を併せて答申することがあるため、〔 〕内に答申のあった諮問の件数 を、参考計上している。

表19 審査請求、諮問及び答申の件名等

No.	審査請求 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容
1	Н30. 4. 16	「面談記録」ほか2件の非開示決定(不存 在)に対する審査請求	教育庁	30	649	答申	510	妥当
2	Н30. 4. 27	「○○からメールでお願いしたことに対して確認を取った際の記録」ほか1件の非開示決定(不存在)に対する審査請求	教育庁	30	650	答申	511	妥当
3	Н30. 5. 28	「私の優生保護台帳」の非開示決定(不存 在)に対する審査請求	福祉 保健局	30	656	答申	512	妥当
4	Н30. 6. 12	「教職員の服務事故について(報告)」ほか5件の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	30	659	答申	520	一部 認容
5	Н30. 7. 17	「事実確認調査報告書指摘事項への対応について」ほか3件の開示決定及び「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る情報提供」ほか3件の一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	30	663	答申	513	妥当
6	Н30. 8. 21	「精神科救急受理票」の一部開示決定に対 する審査請求	福祉 保健局	30	681	答申	527	妥当
7	Н30. 8. 27	「児童票」ほか1件の一部開示決定に対す る審査請求	福祉 保健局	30	666	答申	514	妥当
8	Н30. 10. 19	「カルテ」の非訂正決定に対する審査請求	病院経 営本部	30	686	答申	528	妥当
9	Н30. 11. 29	「保護取締簿」の一部開示決定に対する審 査請求	警視庁	31	731	答申	518	妥当
10	Н30. 11. 29	「110番処理簿」の一部開示決定に対する 審査請求	警視庁	31	732	答申	519	妥当
11	Н30. 11. 30	「請求者の家庭に関するケース記録」の一 部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	30	704	答申 (*1)	535	妥当
12	Н30. 12. 25	「措置入院に関する診断書」外3件の一部 開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	30	702	答申	523	妥当
13	Н30. 12. 27	「受付番号○○の児童票」ほか9件の一部 開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	30	705	答申	538	妥当
14	Н30. 12. 28	「受付番号○○の児童票」ほか9件の一部開示決定及び「○○児童相談所と○○センターとの間の○○に関するやり取りの記録全て」の非開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	30	706	答申	539	妥当
15	Н31.1.7	「私の取扱いに従事した交番の警察官が事 案を報告するために作成した書類」の非開 示決定(不存在)に対する審査請求	警視庁	31	720	答申	515	妥当
16	Н31. 1. 24	「異動計画案④-3【異動対象者に関する 情報】」ほか5件の一部開示決定に対する 審査請求	教育庁	30	709	答申	521	妥当
17	Н31. 1. 29	「措置入院に関する診断書」外1件の一部 開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	30	708	答申	524	妥当
18	Н31. 2. 1	「ケース記録」の一部開示決定に対する審 査請求	福祉 保健局	31	724	答申 (*1)	535	妥当
19	H31. 2. 5	「高等学校及び学校経営支援センターが作成した報告書等一式」外1件の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	30	711	答申	540	一部認容

No.	審査請求 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
20	Н31. 2. 5	「高等学校及び学校経営支援センターが作成した報告書等一式」外3件の一部開示決定及び3件の非開示決定に対する審査請求	教育庁	30	712	答申	541	一部認容
21	Н31.2.5	「○○立中学校 生徒指導要録」外2件の 全部開示決定に対する審査請求	教育庁	30	713	答申	542	妥当
22	Н31. 2. 12	「入院措置要否決定書」外9件の一部開示 決定に対する審査請求	福祉 保健局	30	714	答申	532	妥当
23	Н31. 3. 1	開示請求者について作成された被留置者名 簿等その他「被留置者の留置に関する規 則」及びその下位例規に定める様式の開示 請求却下に対する審査請求	警視庁	31	739	答申	530	妥当
24	Н31.3.1	「開示請求者が警視総監宛てに送付した平成○年○月付けの事実の申告の書面及びこれと相当の牽連関係に立つ一切の公文書に記載された保有個人情報」の却下に対する審査請求	警視庁	31	747	答申	531	妥当
25	Н31. 3. 1	「開示請求者が警視総監宛てに送付した平成○年○月○日付け審査請求書及びそれと相当の牽連関係に立つ一切の公文書」の全部開示決定、一部開示決定及び開示請求却下に対する審査請求	警視庁	31	748	答申	533	妥当
26	Н31. 3. 1	「開示請求者が東京都公安委員会宛てに送付した苦情申出書及びこれに関する事案の処理について作成し、又は受理した一切の公文書に記載された保有個人情報」の全部開示決定、一部開示決定及び開示請求却下に対する審査請求	公安 委員会	31	749	諮問 取下げ		
27	Н31. 3. 1	「開示請求者が警視総監を経由して東京都公安委員会に提出した平成〇年〇月〇日付け審査請求書及びこれに関する事案の処理について作成し、又は受理した一切の公文書に記載された保有個人情報」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	公安 委員会	31	750	答申	534	妥当
28	Н31. 3. 12	「発表連絡表」の開示決定及び開示請求却 下処分に対する審査請求	警視庁	31	727	答申	517	妥当
29	Н31. 3. 13	「110番処理簿」の非開示決定(不存在) 及び「110番処理簿」外2件の一部開示決 定に対する審査請求	警視庁	31	734	答申	522	妥当
30	Н31. 3. 14	「平成○年定期表彰(勤続賞)検討者一覧表の開示請求者に係る部分」の一部開示決定に対する審査請求	東京 消防庁	31	725	答申	516	一部認容
31	Н31. 3. 25	「苦情申出に関する事実調査結果につい て」の一部開示決定に対する審査請求	警視庁	31	729	答申 (*2)	544	妥当
32	Н31. 3. 25	「苦情申出に関する事実調査結果につい て」の一部開示決定に対する審査請求	警視庁	31	730	答申 (*2)	544	妥当
33	H31. 4. 8	「関東信越厚生局及び東京都による〇〇 (施術所) への個別指導並びに同施術所へ の柔道整復施術担当者の監査に関連して保 有する、一切の書面及び関東信越厚生局・ 厚生労働省との各やり取りに係る一切のE メール」の非開示決定(存否応答拒否)に 対する審査請求	福祉 保健局	31	726	答申	543	妥当

No.	審査請求 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容
34	R1. 5. 23	「平成○年度東京都立○○学校入学者決定 に係る適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの答案」 の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	31	733	答申	529	妥当
35	R1. 5. 23	「平成〇年〇月〇日付トラブル事案に関す る資料」の非開示決定に対する審査請求	総務局	31	736	答申 (*3)	545	妥当
36	R1. 5. 23	「平成〇年〇月〇日以降、総務局の警備員が開示請求者の昼休み中の行動を監視していることに関する全ての個人情報・資料」の非開示決定(存否応答拒否)に対する審査請求	総務局	31	737	答申 (*3)	545	妥当
37	R1. 5. 23	「総務局が審査請求人を加害者とした被害届を○○警察署に出したことに関する全ての個人情報・資料」の非開示決定(存否応答拒否)に対する審査請求	総務局	31	738	答申 (*3)	545	妥当
38	R1. 5. 27	「生活安全相談処理結果表」の訂正請求却 下に対する審査請求	警視庁	31	741	答申	525	妥当
39	R1. 5. 27	「事件相談受理票」の訂正請求却下に対す る審査請求	警視庁	31	742	答申	526	妥当
40	R1. 7. 1	「音声記録」外1件の非開示決定(不存 在)に対する審査請求	財務局	31	746	諮問 取下げ		
41	R1. 7. 1	「情報公開請求を妨害し、警察を介入した 事態を生じさせた理由・根拠」外3件の非 開示決定(不存在)に対する審査請求	財務局	31	751	諮問 取下げ		
42	R1. 7. 4	「第5号様式」の一部開示決定に対する審 査請求	総務局	31	743	答申 (*3)	545	妥当
43	R1. 7. 4	「平成○年○月○日付けで行われた○○局 総務課長に関する公益通報に係る決定につ いて」外1件の一部開示決定に対する審査 請求	総務局	31	753	答申 (*3)	545	妥当
44	R1. 7. 4	「苦情処理票」外4件の一部開示決定及び 開示請求却下に対する審査請求	警視庁	31	755	諮問 取下げ		
45	R1. 7. 11	「事件相談受理票」の一部開示決定に対す る審査請求	警視庁	31	756	答申	536	妥当
46	R1. 7. 11	「生活安全相談処理結果表」外2件の一部 開示決定及び「私が平成○年○月○日から 平成○年○月○日までの間に○○警察署生 活安全課に相談した際に作成された生活安 全相談処理結果表」の非開示決定(不存 在)に対する審査請求	警視庁	31	757	答申	537	妥当
47	R1. 9. 12	「職員に対する処分について」外5件の一 部開示決定に対する審査請求	総務局	31	758	答申 (*3)	545	妥当
48	R1. 9. 12	「公文書開示の決定期間の延長について」 外 9 件の開示決定に対する審査請求	総務局	31	759	答申 (*3)	545	妥当
49	R1. 11. 20	「救急活動記録票に記載されている私の個人情報その他本件に関係あると思料される 書面全て」外1件の開示請求却下決定に対 する審査請求	東京消防庁	31	773	答申	546	妥当
50	R2. 2. 10	「私が平成〇年に〇〇警察署に送付した告訴告発状が不受理となったことについて理由が分かる文書(作成された決裁書を含む)」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	警視庁	2	780			

No.	審査請求 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
51	R2. 2. 13	「私が送付した告発状に関する調査について」外1件の非開示決定(不存在)に対する審査請求	都市 整備局	2	776			
52	R2. 2. 13	「宅地建物取引業法に基づく調査について」外8件の一部開示決定に対する審査請求	住宅 政策 本部	2	777			
53	R2. 2. 14	「組織的共用文書が作成されていないという当方の主張を否定する"証拠"」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	教育庁	31	775	諮問 取下げ		
54	R2. 2. 17	「面談メモ」外3件の一部開示決定及び 「面談に係るメモに記載された請求者の個 人情報」外1件の非開示決定に対する審査 請求	福祉 保健局	2	778			
55	R2. 2. 17	「○○の状況」外2件の一部開示決定及び 「現在の職務配置に至るまでの経過が分か る資料」の非開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	779			
56	R2. 2. 27	「私が○(平成○)年○月○日午後○頃に ○○警察署管内で遭った交通人身事故に関 する送致書類一式、及びその他捜査等関係 書類のすべて」の開示請求却下処分に対す る審査請求	警視庁	2	832			
57	R2. 2. 27	「私が○年(平成○年)○月○日から○年 (令和○年)○月○日までの間に、○○警 察署各部署に相談をした際に話した内容の 記録のすべて」の非開示決定(不存在)に 対する審査請求	警視庁	2	833			
58	R2. 3. 18	「指導経過記録票」の一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	783			
59	R2. 3. 18	「指導経過記録票」の一部開示決定に対す る審査請求	福祉 保健局	2	784			
60	R2. 3. 18	「指導経過記録票」の一部開示決定に対す る審査請求	福祉 保健局	2	785			
61	R2. 3. 18	「指導経過記録票」の一部開示決定に対す る審査請求	福祉 保健局	2	786			
62	R2. 3. 18	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	787			
63	R2. 4. 3	「開示請求した関連文書」の開示請求却下 決定に対する審査請求	都市 整備局	2	781			
64	R2. 5. 7	「指導経過記録票」の一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	790			
65	R2. 5. 7	「関係書類」の非開示決定(不存在)に対 する審査請求	福祉 保健局	2	791			
66	R2. 5. 7	「関係書類」の非開示決定(不存在)に対 する審査請求	福祉 保健局	2	792			
67	R2. 5. 7	「関係書類」の非開示決定(不存在)に対 する審査請求	福祉 保健局	2	793			
68	R2. 5. 7	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	794			
69	R2. 5. 7	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	795			
70	R2. 5. 7	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	796			

No.	審査請求年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
71	R2. 5. 7	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	797			
72	R2. 5. 7	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	798			
73	R2. 5. 7	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	799			
74	R2. 5. 7	「指導経過記録票」の一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	800			
75	R2. 5. 7	「指導経過記録票」の一部開示決定に対す る審査請求	福祉 保健局	2	801			
76	R2. 5. 7	「指導経過記録票」の一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	802			
77	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外3件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	803			
78	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外3件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	804			
79	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外3件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	805			
80	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外3件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	806			
81	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外3件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	807			
82	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外8件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	808			
83	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	809			
84	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	810			
85	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	811			
86	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	812			
87	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	813			
88	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	814			
89	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	815			
90	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	816			
91	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	817			
92	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	818			
93	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	819			
94	R2. 5. 7	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	820			

No.	審査請求 年月日	件名	所管局		諮問番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
95	R2. 5. 25	「指導経過記録票」外4件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	822			
96	R2. 5. 25	「関係書類」の非開示決定(不存在)に対 する審査請求	福祉 保健局	2	823			
97	R2. 5. 25	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	824			
98	R2. 5. 25	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	825			
99	R2. 5. 25	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	826			
100	R2. 5. 25	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	827			
101	R2. 5. 25	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	828			
102	R2. 5. 29	「駅構内監視カメラの映像データ」外1件 の非開示決定及び「車内監視カメラの映像 データ」の非開示決定(不存在)に対する 審査請求	交通局	2	782			
103	R2. 6. 3	「事故速報(第1報)」外3件の一部開示 決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	788			
104	R2. 6. 3	[特別指導検査] 外14件の一部開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	789			
105	R2. 6. 4	「○○警察署・○○他○名作成、平成○年 ○月○日付、捜査報告書」外4件の開示請 求却下及び「○○に関して○○警察署員ら が作成したメモや一切の資料の内、死者で ある被相続人から相続した財産に関する情 報と認められるもの」に非開示決定に対す る審査請求	警視庁	2	831			
106	R2. 6. 8	「苦情処理票」外4件の一部開示決定に対 する審査請求	警視庁	2	821			
107	R2. 6. 16	「指導経過記録票」外4件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	845			
108	R2. 6. 16	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	846			
109	R2. 6. 16	「指導経過記録票」外4件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	847			
110	R2. 6. 16	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	848			
111	R2. 7. 15	「私が令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日 迄の間に〇〇警察署刑事担当課に相談した 際に作成された告訴告発事件相談簿」の非 開示決定(不存在)に対する審査請求	警視庁	2	912			
112	R2. 7. 27	「指導経過記録票」外4件の訂正請求却下 決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	849			
113	R2. 7. 27	「指導経過記録票」外4件の訂正請求却下 決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	850			
114	R2. 7. 27	「指導経過記録票」外4件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	851			
115	R2. 7. 27	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	852			

No.	審査請求 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
116	R2. 7. 27	「指導経過記録票」外4件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	853			
117	R2. 7. 27	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	854			
118	R2. 7. 27	「指導経過記録票」外4件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	855			
119	R2. 7. 27	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	856			
120	R2. 7. 27	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	857			
121	R2. 7. 27	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	858			
122	R2. 7. 27	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	859			
123	R2. 7. 27	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	860			
124	R2. 7. 27	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	861			
125	R2. 8. 4	「診療録」の一部開示決定に対する審査請 求	病院経 営本部	2	829			
126	R2. 8. 11	「指導経過記録票」外4件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	838			
127	R2. 8. 11	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	839			
128	R2. 8. 11	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	840			
129	R2. 8. 11	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	841			
130	R2. 8. 11	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	842			
131	R2. 8. 11	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	843			
132	R2. 8. 11	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	844			
133	R2. 8. 23	「指導経過記録票」外4件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	862			
134	R2. 8. 23	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	863			
135	R2. 8. 23	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	864			
136	R2. 8. 23	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	865			
137	R2. 8. 23	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	866			
138	R2. 8. 23	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	867			
139	R2. 8. 23	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	868			

No.	審査請求 年月日	件名	所管局	諮問 年度		審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
140	R2. 8. 26	「指導経過記録票」外4件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	869			
141	R2. 8. 26	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	870			
142	R2. 8. 26	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	871			
143	R2. 8. 26	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	872			
144	R2. 8. 26	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	873			
145	R2. 8. 26	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	874			
146	R2. 8. 26	「指導経過記録票」外1件の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	875			
147	R2. 9. 1	「児童票」外9件の訂正請求却下決定に対 する審査請求	福祉 保健局	2	876			
148	R2. 9. 1	「児童票」外9件の訂正請求却下決定に対 する審査請求	福祉 保健局	2	877			
149	R2. 9. 1	「児童票」外9件の訂正請求却下決定に対 する審査請求	福祉 保健局	2	878			
150	R2. 9. 28	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	879			
151	R2. 9. 28	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	880			
152	R2. 9. 28	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	881			
153	R2. 9. 28	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	882			
154	R2. 9. 28	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	883			
155	R2. 9. 28	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	884			
156	R2. 9. 30	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	885			
157	R2. 9. 30	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	886			
158	R2. 9. 30	「○○児童相談所の保有する請求者に関す る全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	887			
159	R2. 9. 30	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	888			
160	R2. 9. 30	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	889			
161	R2. 9. 30	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	890			

No.	審査請求 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
162	R2. 9. 30	「児童票」外9件の訂正請求却下決定に対 する審査請求	福祉 保健局	2	891			
163	R2. 10. 7	「児童票(受付番号〇〇)」外14件の一部 開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	836			
164	R2. 10. 7	「児童票(受付番号○○)」外8件の一部 開示決定及び「書類一式」の非開示決定に 対する審査請求	福祉 保健局	2	837			
165	R2. 10. 8	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	892			
166	R2. 10. 8	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	893			
167	R2. 10. 8	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	894			
168	R2. 10. 8	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	895			
169	R2. 10. 8	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	896			
170	R2. 10. 8	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	897			
171	R2. 10. 22	「車内防犯カメラの映像」の非開示決定に 対する審査請求	交通局	2	830			
172	R2. 10. 26	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	898			
173	R2. 10. 26	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	899			
174	R2. 10. 26	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	900			
175	R2. 10. 26	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	901			
176	R2. 10. 26	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	902			
177	R2. 10. 26	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	903			
178	R2. 11. 16	「○○児童相談所の保有する請求者に関する全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	904			
179	R2. 11. 16	「○○児童相談所の保有する請求者に関す る全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	905			
180	R2. 11. 16	「○○児童相談所の保有する請求者に関す る全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	906			
181	R2. 11. 16	「○○児童相談所の保有する請求者に関す る全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	907			
182	R2. 11. 16	「○○児童相談所の保有する請求者に関す る全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	908			

No.	審査請求年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容
183	R2. 11. 16	「○○児童相談所の保有する請求者に関す る全て」の却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	909			
184	R2. 11. 19	「令和○年○月○日付○○第○号『○○について(報告)』」の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	2	834			
185	R2. 11. 19	「東京都公立学校教員採用候補者選考(第二次選考)面接評定票」の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	2	835			
186	R2. 12. 28	「指導経過記録票」外5件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	910			
187	R2. 12. 28	「指導経過記録票」外4件の一部開示決定 に対する審査請求	福祉 保健局	2	911			

(令和3年3月31日現在)

- ※1 表19は、諮問、答申のいずれかが令和2年4月1日から令和3年3月31日までに行われた案件であり、該当する項目を網掛けで表示している。
- ※2 「審査会の処理状況」のうち「答申(*)」は、複数の諮問を併せて答申したものである。 なお、同じ数字を付している*は同一の答申であり、令和2年度は3本の答申が併合案 件である。

表20 東京都個人情報保護審査会の構成

	氏名	現職等
会長	樋渡 利秋	弁護士、元検事総長
会長代理	吉戒 修一	弁護士、元東京高等裁判所長官
委員	安藤 広人	弁護士
委員	木村 光江	東京都立大学法科大学院教授
委員	久保内 卓亞	弁護士、元東京高裁民事部総括判事
委員	塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科教授
委員	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授
委員	德本 広孝	中央大学法学部教授
委員	友岡 史仁	日本大学法学部教授
委員	野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	藤原 道子	弁護士
委員	寳金 敏明	弁護士、元最高検察庁検事

(令和3年3月31日現在)

6 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

東京都情報公開・個人情報保護審議会は、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べる機関として、東京都情報公開条例第39条及び東京都個人情報保護に関する条例第26条の規定により設置されています。

表21 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

会議名	開催日	審議等の概要
第73回	令和3年1月15日	< 報告事項> ・個人情報保護制度を巡る最近の動向について ・権利濫用答申について ・令和元年度東京都の情報公開制度の運用状況について ・令和元年度東京都の個人情報保護制度の運用状況について ・存否応答拒否について ・保有個人情報・特定個人情報取扱事務届出事項(新規開始事項)について ・特定個人情報保護評価部会からの報告について

表22 東京都情報公開・個人情報保護審議会の構成

	氏名		現職等
会長	新美	育文	弁護士、明治大学名誉教授
会長代理	神橋	一彦	立教大学法学部教授
委員	石井	夏生利	中央大学国際情報学部教授
委員	大宅	映子	評論家
委員	小幡	純子	上智大学教授・法学部長
委員	新保	史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	西尾	昇治	東京商工会議所常務理事
委員	西川	明男	日本労働組合総連合会東京都連合会副会長
臨時委員	德本	広孝	中央大学法学部教授
臨時委員	宮内	宏	弁護士

(令和3年3月31日時点)

7 個人情報保護に関する相談の受付状況

(1) 相談区分

相談区分別の状況では、「苦情」が93件で全体の58.5%を占めています。 都民・消費者からの相談は148件であり、そのうち「苦情」が一番多く、92件で62.2%で した。

表23 相談区分 (合計等:件、割合:%)

区分	合計	割合	都民・ 消費者	割合	事業者	割合	行政機関	割合
苦情	93	58. 5	92	62. 2	1	9. 1	0	0
問合せ	57	35. 8	47	31.8	10	90. 9	0	0
意見・要望	4	2. 5	4	2. 7	0	0	0	0
その他	5	3. 1	5	3. 4	0	0	0	0
合計	159	100	148	100	11	100	0	100

[※] 割合(%)は、小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%に一致しないことがある。

(2) 寄せられた相談の対象事業分野

表24 対象事業分野

対象分野	件数(件)	割合 (%)
情報通信	16	10.0
医療・福祉	13	8. 2
金融・信用	15	9. 4
その他	115	72. 3
合計	159	100

[※] 割合(%)は、小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%に一致しないことがある。

(3) 処理経過

処理経過別の状況では、「指導・助言」が92件で最も多く、全体の57.9%を占めています。

表25 処理経過 (合計等:件、割合:%)

区分	合計	割合	都民・ 消費者	割合	事業者	割合	行政機関	割合
他機関紹介	32	20. 1	27	18. 2	5	45. 5	0	0
指導·助言	92	57. 9	88	55. 3	4	36. 4	0	0
その他情報提供	19	11. 9	17	10. 7	2	18. 2	0	0
あっせん解決	0	0	0	0	0	0	0	0
あっせん不調	1	0.6	1	0	0	0	0	0
処理不能・不要	15	9. 4	15	10. 1	0	0	0	0
受付件数	159	_	148	_	11	_	0	_

[※] 複数の処理を行う場合があるため、区分別件数の合計は受付件数に一致しないことがある。同様に、区分 別件数の割合の合計は100%に一致しないことがある。

^{※ 「}その他」は、上記「情報通信」「医療・福祉」「金融・信用」以外の事業分野で、「不動産業」「教育 関係」分野等である。

(4) 相談事項

相談事項別の相談者の割合は表26、相談事項の推移は表27のとおりです。最も多かったのは「漏えい・紛失」に関する相談で35件(22.0%)、次いで「不適正な取得」が30件(18.9%)、「開示等」が21件(13.2%)でした。「漏えい・紛失」に関しては、事業者による個人情報の漏えい・紛失事故の疑いについての相談が目立ちました。「不適正な取得」に関しては、個人情報の取得の際における事業者の対応等に関する相談が、「開示等」に関しては、個人情報の開示請求の可否や請求先等についての相談が数多く寄せられました。

表26 相談事項別の相談割合

(合計等:件、割合:%)

区分	区分		割合	都民・ 消費者	割合	事業者	割合	行政 機関	割合
個人情報の	目的外利用	10	6.3	10	6.8	0	0	0	0
取得・利用	不適正な取得	30	18. 9	27	18. 2	3	27. 3	0	0
	情報内容の誤り	2	1.3	2	1. 4	0	0	0	0
個人情報の管理に 関すること	漏えい・紛失	35	22. 0	33	22. 3	2	18. 2	0	0
	委託先等の監督	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0
個人情報の第三者	同意のない提供	17	10. 7	17	11.5	0	0	0	0
提供に関すること	オプトアウト違反	1	0.6	1	0.7	0	0	0	0
本人関与の仕組み	開示等	21	13. 2	19	12.8	2	18. 2	0	0
に関すること	苦情等の窓口対応	9	5. 7	9	6. 1	0	0.0	0	0
その他	その他	34	21. 4	30	20. 3	4	36. 4	0	0
受付件数		159	_	148	_	11	_	0	_

[※] 複数の相談事項を扱う場合があるため、区分別件数の合計は受付件数に一致しないことがある。同様に、 区分別件数の割合の合計は100%に一致しないことがある。

表27 相談事項の推移

(合計:件、割合:%)

区分		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度	
		合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合
個人情報の 取得・利用	目的外利用	10	6. 3	16	6.8	30	9. 5	33	7. 2	31	7.6	26	5. 9
	不適正な取得	30	18. 9	14	5. 9	33	10.5	50	10.8	24	5. 9	31	7. 0
個人情報の管理に関すること	情報内容の誤り	2	1. 3	3	1. 3	4	1.3	5	1. 1	4	1.0	13	2. 9
	漏えい・紛失	35	22. 0	51	21. 5	68	21.6	81	17. 6	75	18. 4	117	26. 5
	委託先等の監督	0	0	1	0.4	2	0.6	4	0. 9	2	0.5	1	0.2
個人情報の第三者 提供に関すること	同意のない提供	17	10. 7	29	12. 2	41	13.0	57	12. 4	79	19. 4	42	9. 5
	オプトアウト違反	1	0.6	1	0.4	1	0.3	1	0.2	4	1.0	2	0.5
本人関与の仕組みに関すること	開示等	21	13. 2	40	16. 9	22	7.0	20	4. 3	31	7.6	33	7. 5
	苦情等の窓口対応	9	5. 7	16	6.8	10	3. 2	16	3. 5	19	4. 7	9	2.0
その他	その他	34	21. 4	66	27.8	104	33. 0	194	42. 1	139	34. 1	168	38. 0
受付件数		159	ı	237	-	315	_	461	1	408	ı	442	ı

[※] 各区分の年度毎の合計は相談内容により重複して積算することがあるため、年度毎に各区分を集計した数と年度毎の総合計は、一致しないことがある。

東京都の個人情報保護

令和2年度東京都個人情報保護制度運用状況年次報告書

令和3年7月発行

編集・発行 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 (代表) 03(5321)1111 内線29-321 ダイヤルイン 03(5388)3135